

公 募 説 明 書

下記に記載する内容及び条件において、当該業務等が実施可能であり、かつ、入札または企画競争を実施した場合、参加意思を有する者の有無を調査するため参加者確認公募に付す。

記

1. 参加者確認公募に付する事項

- (1) 公 募 件 名: 「MSM交換部品の購入」
- (2) 趣旨及び概要: 仕様書による
- (3) 数 量: 一式
- (4) 納 期: 2027年 3月26日
- (5) 納 入 場 所: 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附504-36
公益財団法人核物質管理センター 六ヶ所保障措置センター内指定場所

2. 必要書類等の提出場所等

(1) 契約事項を示す場所及び提出場所等

郵便番号: 110-0015
所在地: 東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階
機関名: 公益財団法人核物質管理センター
担当部署: 総務部 契約課
フリガナ: イイズミ ジュンコ
担当者名: 飯泉 順子
電話番号: 03-5816-7765
FAX: 03-3834-5265
Mail: keiyaku-info@jnmcc.or.jp

(2) 参加意思確認書の提出期限

2026年 8月 5日(水) 午後4時まで
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
なお、参加意思確認書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るようにすること。

(3) 提出書類(電子メール可)

- ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し(「3.(2)」参照) 1部
- ・資格要件確認書に記載する資料 1部

3. 参加者確認公募に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は公募に参加することができない。

- ①成年被後見人
- ②未成年者、被保佐人及び被補助人(契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。)
- ③破産者で復権を得ない者
- ④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者(代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、同様とする。)
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2026年度 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北・関東・甲信越)の「物品の製造」または「物品の販売」の資格を有すると認められた者

4. 参加意思確認公募の手続き

参加意思確認書を提出した者に対して審査を行い、審査結果を通知する。
審査の結果、公募要件を満たす者が2者以上いる場合は、指名競争入札、複数者による見積合わせ又は企画競争を行う。
応募者がいない場合は、特定の者と随意契約の手続きを行う。

2026年 7月17日

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪 狩 和

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

公益財団法人核物質管理センター
総務部長 猪狩 和 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

参加意思確認書

2026年7月17日付で公示の下記の業務等について参加意思がありますので、参加意思確認書を提出します。

なお、本確認書に記載されている内容及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務等の名称 「MSM交換部品の購入」
2. 添付資料（公募説明書において提出を求めた書類）
 - (1) 国・地方公共団体等における競争参加資格(東北、関東・甲信越)を証する書類
 - (2) 本業務等の遂行に必要な資格及び実績を証する書類
 - (3) その他必要な書類

所 属
役 職 名
氏 名
電 話 番 号
F A X 番 号
電 子 メール

「公募説明書」記載の通り、8月5日

様式・1別添

までに契約課まで提出下さい。

資格要件確認書

回答期限	2026年8月14日(六ヶ所センター必着)					
契約番号	313-022		請求元課室	設備課		
契約件名	MSM 交換部品の購入		区 分	■A・□B		
参加候補者			評価結果	□合格、□不合格 (下記の通り)		
評価項目	確認項目	証明資料	RSC 記入欄			
			判定	判定理由	判定者	
1 業務の実 施・管理体 制等 ※購買品区 分A・Bは 必須(共通 項目)	1.1 業務の実 施体制	① 業務の実施に十分 な人員数及びスキル (業務遂行に必要な 有資格等)が確保さ れていること。	過去5年以内に同 様の製品を提供し たことを証明する契 約書等の書類、又 は製品の提供能力 があることを証明す る製造者との代理 店契約等の書類	□良 □否		
		② 必要な業務分担 (設計開発、製造、 調達、試験、検査、 保守、設置工事、品 質保証等)及び管理 体制(品質、作業管 理者等を含む)がと られていること。	ISO9001に基づく 品質保証計画書、 又は製品の提供に 必要な工程を記し たプロセスフローと 品質保証体制を示 す品質保証体制図 の両方の書類	□良 □否		
	1.2 品質管理 及び情報 セキュリ ティ体制	① 受注する製品及び サービスを要求項目 に沿って提供できる 品質管理システム(設 計・開発・調達を含 む)が確立しているこ と。	1) ISO9001 認証書 (認証範囲に原子 力関連機器の販売 が含まれるものであ ること) 2) 外部提供者のパ フォーマンス評価結 果	□良 □否		
		② 情報セキュリティ に対する管理体制が 確立していること。	該当なし	□良 □否		
	1.3※ 入札資格	① 国(独法を含む) または地方自治体の 入札参加資格を有す ること。	(例) 省庁統一資格	※契約担当部署にて対応		
	1.4 コンプラ イアンス	① コンプライアンス 違反の有無(有の場 合はどのように改善 したか。)	□無・□有(改善内 容を別添)	□良 □否		
		② 不適合事象の有無 (有の場合はどのよ うに改善したか。)	□無・□有(改善内 容を別添)	□良 □否		
	1.5 安全文化 の育成	原子力安全を第1に 考え、安全文化の育 成・維持に努めてい ること	安全文化育成の教 育・訓練を実施した ことを示す書類(個 人情報は黒塗りとし る)	□良 □否		

2 技術確認事項 ※仕様書の要求事項に応じ技術的な確認事項を定めること。本シートは、その例を示す	2.1 技術能力の確認	①過去5年以内に同様の製品を提供したことを証明する契約書等を要求があった時に提出できること、又は製品を供給する技術能力が十分であることが証明できる書類等を提出できること。	可 ・ 否	☐ 良 ☐ 否		
	2.2 技術設備の確認	該当する技術仕様無し	該当なし	☐ 良 ☐ 否		
	2.3 設計開発の確認	該当する技術仕様無し	該当なし	☐ 良 ☐ 否		
	2.4 物品の実績の確認	該当する技術仕様無し	該当なし	☐ 良 ☐ 否		
	2.5 その他の確認	① 必要に応じて受注者の品質保証計画書に基づく品質保証システムに適合しているか監査が受けられること。	可 ・ 否	☐ 良 ☐ 否		

注) 参加候補者は、各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し当該資料を添付のうえ契約担当者へ提出すること。

提出方法 (いずれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

資格要件確認書

契約番号: XXX-XXX
 契約件名: XXXXXXXXXXXXXXXX
 社 名: ●●●●株式会社

社名を記入してください。
 ※社印は不要です。

請求元
 購買部
 評価の有無

提出する資料名を記入してください。

評価項目	仕様書 ページ	確認項目	証明資料	センター記入欄		
				判定	判定理由	判定者
1 業務の実 管理体制等		※タイトル行(太線内)は変更しないでください。 数及びスキル(業務遂行に必 要な有資格等)が確保されて	●●資格証(写)		「センター記入欄」には何も記入しないでください。	
		本書は、案件ごとに記入してください。 記入後の本書と証明資料は、入札仕様書 等の書類と合わせて、入札仕様書等の提 出期限までにメールまたはFAXにて提出し てください。				
		QMS体制図				
		② 情報セキュリティに対する 管理体制と。	情報セキュリティ体制			
		複数例示された資料から選 択する場合は提出する資料 名を○で囲んでください。				
2 技術確認事項	2.1 技術能力の 確認	P.1 2(3) ① ○○の資格を有する作業 員を配置できること。	●●資格証(写) □□証明書			
	2.2 技術設備の 確認					
	2.3 物品性能の 確認	P.3 4(1) の性能要件を満たしているこ と。	製品のスペックがわかる資 料(カタログ等)			
	2.4 物品の実績 の確認	P.4 5(1) ① 過去5年間で、当該製品 は、(耐震設計基準●クラス で)納入実績を示すこと。	納品実績表			
		例示された資料と提出資料が異なる 場合は実際の資料名に訂正してくだ さい。				

MSM 交換部品の購入

仕様書

2026 年度
公益財団法人核物質管理センター

目次

1. 件名.....	1
2. 目的.....	1
3. 購入品仕様.....	1
4. 納期.....	2
5. 納入場所及び納入条件.....	2
6. 提出書類.....	2
7. 検収条件.....	2
8. 納入検査.....	2
9. 契約不適合責任.....	3
10. 特記事項.....	3

1. 件名

MSM 交換部品の購入

2. 目的

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）六ヶ所保障措置センター（以下「六ヶ所センター」という。）六ヶ所保障措置分析所内に設置した分析セルにおいて使用するマスタースレーブマニプレーター（以下「MSM」という。）の交換部品の仕様について定めたものである。

受注者は対象装置及び設備の構造、機能、取扱方法、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において計画立案し、本契約を実施するものとする。

3. 購入品仕様

(1) 品 名 : sprocket assembly

会社名 : ラ・カレーネ

仕 様 : 12220C

員 数 : 3 個

(2) 品 名 : Hexagon socket head less screw with flat end M2,5×5

会社名 : ラ・カレーネ

仕 様 : 1440

員 数 : 4 個

(3) 品 名 : cable electrique 4 conducteur

会社名 : ラ・カレーネ

仕 様 : 25288 (20m)

員 数 : 1 個

(4) 品 名 : Ring support

会社名 : ラ・カレーネ

仕 様 : 1025C

員 数 : 2 個

(5) 品 名 : RLT AC 152.40×165.1 EP6.35

会社名 : ラ・カレーネ

仕 様 : 2415

員 数 : 2 個

(6) 品 名 : MA11.80 PVC Booting with RE78

会社名 : ラ・カレーネ

仕 様 : 12306C

員 数 : 5 個

4. 納期

2027 年 3 月 26 日

5. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 504-36

六ヶ所センター内指定場所

(2) 納入条件

持込渡し

6. 提出書類

No	書類	提出時期	部数
1	品質保証計画書	契約後速やかに (資格要件確認書添付時以降変更ない 場合は不要)	1
2	納入検査要領書	納入検査の 2 週間前まで	1
3	納入検査成績書	納入検査実施後速やかに	1

承認返却が必要な書類は、受注者が準備すること。

(提出場所) 六ヶ所センター設備課

7. 検収条件

「5. (1) 納入場所」に納入後、納入検査の合格及び「6. 提出書類」の提出をもって検収とする。

8. 納入検査

受注者は、納品時に六ヶ所センター設備課立会の下、以下に示す検査、確認を実施すること。

(1) 検査内容

- ・員数検査：所定の員数であることを確認する。
- ・外観検査：目視により、有害な傷、及び変形の有無を確認する。

- ・仕様確認：納入検査成績書に記載されている仕様と相違のないこと。

(2) 判定基準

- ・員数検査：所定の員数であること。
- ・外観検査：有害な傷、変形がないこと。
- ・仕様確認：納入検査成績書に記載されている仕様と相違のないこと。

9. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、納入物品に仕様書や契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、当該物品に係る修理、取り替え、代替物若しくは不足分の引き渡しその他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から 1 年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から 5 年を経過した場合もしくは検収後 10 年を超えて発見された契約不適合は除く。

10. 特記事項

- (1) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、センターと協議のうえ、その決定に従うこと。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報をセンターの施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面によりセンターの承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は輸送中及び保管期間中の破損、汚損を防止するため適切な梱包を施し、受注者の責任で出荷、納入すること。
- (4) 六ヶ所センターは、必要に応じ調達物品について受注者の品質監査を実施し、調達物品の供給能力及び品質マネジメントシステムの評価を実施する。また、受注者に関する情報の更新等により必要な場合には再評価を実施する。
- (5) 受注者は、作業対象の設備及び機器に適用される法令を調査し、申請又は届出の要否を確認すること。また、申請又は届出が必要な場合は受注者が代行するか、代行できない場合は六ヶ所センター設備課へその旨報告すること。

- (6) 受注者は、本契約の成果物の維持運用に必要な情報（本契約に資した資機材の不適合事例等及び類似作業に関連したもの）を入手した場合は、六ヶ所センター設備課へ提供すること。

以上